

第三期特定健康診査等実施計画

滋賀県農協健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 01 月 15 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方

No.1	・45歳から徐々に1人あたり医療費が増大している。 ・生活習慣病系疾患の医療費が大きい。特に、50歳から生活習慣病の医療費が大きくなる。	➔	・将来医療費の抑制に向けて生活習慣病患者の重症化予防対策が必要である。 ・生活習慣病等に関心を持つなど若いうちから正しい健康意識を醸成させる取組みが必要である。
No.2	・被保険者の特定健診受診率はほぼ100%である。 ・被扶養者の特定健診受診率は約50%で横ばいの傾向にある。 ・特定保健指導の実施率は低く、特に被扶養者に対する実施率はゼロ。	➔	・被扶養者の特定健診受診率を高める施策の具体化が必要である。 ・特定保健指導を受けやすい職場環境を整備する必要がある。
No.3	・生活習慣病リスクの高リスク者が一定数存在している。	➔	・医療機関の受診勧奨や保健指導の実施など健保組合が事業所と連携し、対象者に働きかける取り組みが必要である。
No.4	・男性の喫煙率が高い。	➔	・禁煙対策はもちろん、非喫煙者への受動喫煙対策を講じる必要がある。

基本的な考え方

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に基づき、その該当者及び予備群に対し、運動習慣やバランスのとれた食生活の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。こうしたことから、特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う。一方、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として行う。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

最終年度（平成35年度）における特定健康診査の受診率（被保険者＋被扶養者）を90.0%とする。

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標						
特定健診実施率	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
アウトプット指標						
特定健診の受診勧奨	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。	特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。	特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。
H33年度	H34年度	H35年度
特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。	特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。	特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

最終年度（平成35年度）における特定健康診査の受診率（被保険者＋被扶養者）を91.0%とする。

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標						
特定健診受診率	54.4%	56.0%	56.5%	58.0%	59.5%	60.0%
アウトプット指標						
特定健診の受診勧奨（未受診者）	50%	50%	50%	50%	50%	50%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。	・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。	・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。
H33年度	H34年度	H35年度
・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。	・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。	・特定健診の重要性について、機関誌や啓発チラシ等により周知する。・被保険者から、被扶養者の健診データの提供を受ける。



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	-
体制	-

事業目標

最終年度（平成35年度）における特定保健指導の実施率を40.0%とする。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定保健指導実施率	30.0%	32.0%	34.0%	36.0%	38.0%	40.0%
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定健康保険指導の受診勧奨	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。	特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。	特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。
H33年度	H34年度	H35年度
特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。	特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。	特定保健指導の対象者に対し、保健師面談による保健指導を実施し、生活習慣病に対する知識と関心を深めさせ、生活習慣の改善を促す。

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,766 / 3,150 = 87.8 %	2,743 / 3,099 = 88.5 %	2,713 / 3,052 = 88.9 %	2,698 / 3,023 = 89.2 %	2,693 / 3,003 = 89.7 %	2,682 / 2,985 = 89.8 %
		被保険者	2,319 / 2,329 = 99.6 %	2,299 / 2,306 = 99.7 %	2,279 / 2,284 = 99.8 %	2,257 / 2,262 = 99.8 %	2,245 / 2,250 = 99.8 %	2,234 / 2,238 = 99.8 %
		被扶養者 ※3	447 / 821 = 54.4 %	444 / 793 = 56.0 %	434 / 768 = 56.5 %	441 / 761 = 58.0 %	448 / 753 = 59.5 %	448 / 747 = 60.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	159 / 530 = 30.0 %	169 / 528 = 32.0 %	179 / 526 = 34.0 %	188 / 524 = 35.9 %	198 / 522 = 37.9 %	208 / 520 = 40.0 %
		動機付け支援	52 / 190 = 27.4 %	56 / 191 = 29.3 %	59 / 189 = 31.2 %	62 / 188 = 33.0 %	65 / 187 = 34.8 %	69 / 187 = 36.9 %
		積極的支援	107 / 340 = 31.5 %	113 / 338 = 33.4 %	120 / 337 = 35.6 %	126 / 336 = 37.5 %	133 / 335 = 39.7 %	139 / 333 = 41.7 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
当健康保険組合は、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン並びに個人情報保護管理規程を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診・医療機関ならびに保健指導機関は、業務上知り得た情報を外部に漏らさないよう取扱いに万全を期す。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
当計画は、各事業所に文書を送付するとともに、機関誌及びホームページに掲載し周知する。

その他
当計画は、健康管理事業推進委員会において検討し、必要に応じ見直しを行う。また、随時評価を実施し、目標との乖離が大きい場合等必要に応じて見直すこととする。また、当健康保険組合の保健師は、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。